

# 箕面市空間型VRコンテンツ開発及び魅力発信等業務委託仕様書

## 1. 業務名称

箕面市空間型VRコンテンツ開発及び魅力発信等業務

## 2. 業務目的

本市では、明治の森箕面国定公園入込数が昭和50年の279万人から令和3年の134万人となり観光客数が半減していることや、自然資源が最大の観光資源であることによる、天候の影響及び観光客の紅葉期への偏りが大きな課題となっている。

また、令和4年度に箕面市観光協会が実施したWEBアンケート（1,000人対象）より、市内観光名所や四季を通じて魅力のある豊かな自然環境等の情報発信の強化が課題となっていることが明らかとなった。

本業務では、これら課題を解決し、国内外からの観光客の通年誘客・リピーターの獲得及び移住定住の促進を図るため、「まるで箕面にいるかのような没入体験」を提供するプロモーションコンテンツを開発することを目的とする。

さらに、令和6年3月の北大阪急行延伸線の開業により阪急電鉄と並ぶ交通軸が整備され、大阪都心からのアクセス性が向上したことを踏まえ、国内外から多くの来訪者が見込まれる2025年大阪・関西万博内における自治体催事で本コンテンツにより本市の魅力を発信し、事業効果の最大化を目指す。

## 3. 履行場所

明治の森箕面国定公園等箕面市内、大阪・関西万博会場、その他市が指定する場所

## 4. 履行期間

契約締結の日から令和7年12月26日（金）まで

## 5. 上限金額

27,400,000円（消費税及び地方消費税含む）以内

（内訳）令和6年度：22,550,000円（消費税及び地方消費税含む）以内

令和7年度：4,850,000円（消費税及び地方消費税含む）以内

## 6. 仕様書の変更等

### （1）仕様書の変更事由

市は、業務期間中に、法令等の変更、災害・事故及び市の事由等により事業内容が著しく変更されるときは、本仕様書を変更する場合がある。

### （2）仕様書の変更手続き

市は、業務期間中に仕様書を変更する場合、受託者に書面により通知する。仕様

書の変更に伴い、支払金額を含めて委託契約書変更が必要となる場合は、必要な契約変更を行うものとする。

## 7. 業務内容

本業務は、主に以下の業務により構成され、受託者は、本市が持つ観光資源等の魅力を理解した上で、室内壁面等の複数面への映像投影や五感などにより、「まるで箕面にいるかのような没入体験」が可能なVRコンテンツの企画、提案、開発及び体験ブースの制作を行うこと。

### (1) VRコンテンツ制作

「まるで箕面にいるかのような没入体験」を実現するため、市内の観光名所や伝統行事等を映像などを用いて再現するVRコンテンツの制作。

### (2) 機材調達

「まるで箕面にいるかのような没入体験」を実現するために必要な機材調達。

### (3) 2025年大阪・関西万博におけるブース制作

2025年大阪・関西万博で開催予定の自治体催事「(仮称)大阪ウィーク」内におけるブース制作。

※(仮称)大阪ウィーク：大阪府・大阪市万博推進局(以下「府市万博推進局」という)が主催者となり府内すべての市町村が連携し、大阪・関西万博の開催期間中に、春・夏・秋の3期に渡り、各地の伝統文化や祭り、食など大阪の魅力を国内外に発信する自治体催事。

### (1) VRコンテンツ制作

- ① 「まるで箕面にいるかのような没入体験」を実現するため、市内の観光名所や伝統行事等を映像や五感などにより再現するVRコンテンツの制作を行うこと。
- ② 市内の観光名所や伝統行事等を対象とし、当該対象の魅力が伝わるようなVR映像(360度動画)素材の撮影を行うこと。  
なお、本市の最大の魅力は、季節により異なる魅力を持つ自然資源やそれらを舞台とする歴史・文化であり、それらの魅力を発信するコンテンツとするため、素材撮影は、40シーン(9ヶ所×四季、4行事)程度を想定している。
- ③ VR映像の仕様は次の通りとする。  
(ア) 解像度4K(4K UHDTV)以上  
(イ) フレームレート約24fps以上
- ④ 室内壁面等の複数面へ投影するにあたり必要な映像編集を行うこと。

- ⑤ 箕面市公式SNS（YouTube等）やHP等におけるプロモーションツールとして活用するため、撮影したVR映像素材をもとに、3分程度のPR映像を4本以上制作すること。
- ⑥ 本業務により制作するVRコンテンツは、本仕様書「(3) 2025年大阪・関西万博におけるブース制作」にて構築する空間での活用を想定したものとすること。
- ⑦ 上記⑥の他、以下のような空間等での投影を想定しているため、さまざまな空間（投影面の数・大きさ等）で投影が可能な汎用性の高いコンテンツとすること。
  - (ア) 市内公共施設
    - ※具体的な施設は未定
  - (イ) 上記の他、市のプロモーションを行う場所（屋内外イベント、民間施設等）
- ⑧ ④～⑦については、③に記載の仕様を満たす映像素材を市が撮影し、受注者に提供した場合にも対応すること。
- ⑨ 本業務により制作するVRコンテンツは、投影時において発注者が容易に運用可能な仕様とすること。
- ⑩ 令和6年度中に公共施設等において実装が可能な状態とすること。

## (2) 機材調達

- ① 室内壁面等の複数面への映像投影や五感などにより「まるで箕面にいるかのような没入体験」を2箇所以上で実現するために必要な機材（投影機材、音響機材等）の調達を行うこと。
- ② 投影機材については、以下の要件を満たすものとすること。
  - (ア) 本仕様書の7-(1)-⑦及び7-(3)-④-(イ)に記載するような多様な空間での使用においても、投影映像の視認性を担保するために十分な輝度を有すること。  
 なお、十分な輝度とは、ANSI 8,000lm程度を想定している。
  - (イ) 多様な空間においても体験者の高い視認性と没入感を担保するため、オフセットが生じないことやレンズシフト機能、短焦点レンズなど汎用性の高い機能を有すること。

- ③ 機材の調達にあたっては、特殊な知識が不要で操作が可能なものを選定すること。
- ④ 令和6年度中に実装が可能となるように機材の調達を行うこと。
- ⑤ 調達した機材は市の所有とすること。

(3) 2025年大阪・関西万博におけるブース制作

- ① 大阪・関西万博にて開催予定の自治体催事「(仮称)大阪ウィーク」内において、上記(1)及び(2)を活用した体験ブースの提案及び制作を行うこと。
- ② ブースは、来場者が足を運びたくなり、VRコンテンツの魅力を最大限体験できるデザインを提案すること。
- ③ 多くの来場者が見込まれるため、ブース内での混雑を防ぐ提案を行うこと。
- ④ 「(仮称)大阪ウィーク」において、本体験ブースの設置を予定している施設概要及び当該施設内における体験ブース制作にあたっての条件等は以下のとおり。

(ア) 施設概要

施設概要	
施設名称	EXPOメッセ
建築概要	鉄骨造 屋内型展示場
展示面積	4,000㎡(2分割使用/各2,000㎡)
展示場サイズ	W約72m/D約56m/H約6m(中央間仕切り部分は約3.5m)
最大収容人数	3,000人(2分割使用時 各1,500人)
設備概要	●放送設備 ●給排水設備 ●床下ピット ●吊下げ用フック
設置機材等概要	
展示吊りフック	90箇所(2分割使用 各45箇所/耐荷重:1箇所300kg)
搬入口	W10m×H4.5m(2分割使用時 各1箇所)
電源ボックス	合計72箇所(単相用16.6kVA:36箇所、三相用8.3kVA:36箇所)
電源	
展示用電源	1Φ3W 6.6kV/210-105V 300kVA 低圧電灯盤
展示用電源	3Φ3W 6.6kV/210V 150kVA 低圧動力盤

※平面図や断面図等の施設詳細は公益財団法人2025日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という)HP([https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp\\_2022/assets/pdf/sponsorship/event/event\\_facility\\_summary\\_230911.pdf](https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sponsorship/event/event_facility_summary_230911.pdf))の「EXPOメッセ」の項を参照すること。

#### (イ) 体験ブース制作にかかる条件等

項目	内容
開催日時	令和7年9月5日(金)～17日(水)のうち連続する3日間 各日9:00～21:00
設営・撤去日時	設営:上記連続する3日間の前日9:00～21:00 撤去:上記連続する3日間の最終日21:00以降 ※「(2) 機材調達」において調達した機材の設置・撤去含む
寸法	W9m×D6m×H3.5m以下
ブース運営	原則、市が行う予定。 なお、機材の操作等に特殊な知識・技能等が必要な場合は受託者にて対応すること。

- ⑤ 上記「(ア) 施設概要」及び「(イ) 体験ブース制作にかかる条件等」に記載の内容は予定であり、今後、博覧会協会及び府市万博推進局等との調整により変更となる可能性がある。その場合は、市と協議の上、制作を行うこと。

#### (4) その他

- ① 本業務により開発したVRコンテンツによる誘客効果及び体験者の満足度等の検証を、上述の(1)-⑦-(ア)、(イ)及び(3)に記載の施設やイベント等において、実装から令和8年度末まで行う予定である。  
そのため、提案にあたっては、本業務により開発するVRコンテンツ及び調達する機材等は令和8年度末まで運用が可能なものとし、必要な経費がある場合は、当該経費を含んで提案すること。  
なお、施設使用料、機材の使用に係る電気料金及び機材保管料は含まない。
- ② 本仕様書に記載のない事項で、本市の魅力国内外の観光客へ発信するために効果的と考えられる内容の提案を行うこと。

### 8. 業務実施体制等について

本業務を確実に履行できる体制を整えること。また、契約締結後に実施体制図を示し、市の確認を得ること。

### 9. 委託料の支払い

- (1) 委託料は、2回払いとし、以下のとおり支払うものとする。

区分	備考
第1回	VRコンテンツ実装後(令和6年度末予定)
第2回	業務完了後

- (2) 受託者は、上記区分毎に業務が完了したときは、遅滞なく業務完了届をしへ提出することとし、市は業務の完了を確認し、受託者の請求があった日から30日以内に支払うこととする。

## 10. 成果品

受託者は、以下の成果物を市へ納品すること。

成果物	内容	納入方法	納入時期
実施計画書	事業の実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等をまとめたもの。	協議	業務着手前
VR映像素材	7.-(1)により撮影及び制作した映像素材。	DVD又はその他媒体	実装時
物品・機材	投影機材、音響機材等の「まるで箕面にいるかのような没入体験」に必要な物品・機材一式。	物品	実装時
操作等マニュアル	VRコンテンツ及び機材等の操作方法等をまとめたもの。 なお、今後更新が可能なデータ形式(docx, xlsx, pptx等)とすること。	DVD又はその他媒体	実装時
その他	市が必要と認めるもの	協議	協議

## 11. その他留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、目的に照らし合わせその効果を最大限発揮するよう努めること。
- (2) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。また、本仕様書に記載のない事項であっても、委託業務に付随して当然必要と認められるものについては、受託者において実施すること。
- (3) 本業務の実施にあたっては、提案された内容に基づき、市と十分に協議、調整しながら行うとともに、市の確認を得て内容を決定すること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。また、本業務を履行するにあたり必要な各種申請手続き等は、市と受託者で協議の上負担し行うこと。

- (5) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ市の承諾を必要とするものとする。ただし、業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の履行にあたり自己の責めに帰すべき事由により市、もしくは第三者に損害を与えた時は、全て受託者の責任において処理解決するものとし、その損害を賠償すること。
- (7) 業務内容及び業務の遂行上知り得た事項は、市の承認を得ないで他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (8) 業務の進捗等について、市に定期的に報告すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項、業務内容の変更や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、市と協議の上、実施すること。